

秋田県警察広報広聴に関する訓令

平成13年3月1日

本部訓令第9号

秋田県警察広報広聴に関する訓令を次のように定める。

秋田県警察広報広聴に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、秋田県警察における広報及び広聴に関する活動（以下「広報活動」という。）を適正かつ効果的に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(広報活動の意義)

第2条 広報活動とは、県民等に対し警察の活動を知らせるとともに、県民の意向を広く警察運営に反映させ、理解と協力を深めるための諸活動をいい、その内容は次に掲げるものとする。

(1) 広報

新聞、テレビ、ラジオ、出版物その他の広報媒体を通じて警察の活動を県民に知らせること。

(2) 広聴

警察署協議会、懇談会等を通じて広く県民の意向を把握し、警察運営に反映させること。

(職員的心構え)

第3条 警察職員は、一人一人が警察広報の推進者であることを自覚し、日常の執行務を通じて県民等と良好な関係をつくり、その信頼と協力が得られるように努めなければならない。

(企画連絡調整)

第4条 広報活動を組織的に推進するため、警察活動全般にわたる広報活動の企画、連絡調整は、秋田県警察本部（以下「本部」という。）警務部広報広聴課（以下「広報広聴課」という。）において行う。

2 広報広聴課長は、所属長に対し、広報活動に必要な資料の提出を求めることができる。

(所属長の責務)

第5条 所属長は、あらゆる機会を通じて広報活動を行うものとする。

2 所属長は、広報活動に関して重要又は特異な事案を認知したときは、広報広聴課長に通報するとともに速やかに警察本部長にその内容を報告するものとする。

3 所属長は、広報活動を行うときはその内容、方法等を事前に広報広聴課長へ通報するものとする。ただし、状況によりやむを得ない場合は、事後速やかに通報するものとする。

(広報連絡担当者)

第6条 広報活動を円滑に行うため、各所属に広報連絡担当者を置く。

2 広報連絡担当者には、本部にあつては次長、副所長、副隊長及び副校長を、警察署にあつては副署長及び次長をもって充てる。

3 広報連絡担当者は、所属長の指揮を受け、広報広聴課及び関係所属と緊密な連絡を図り広報活動を推進するものとする。

4 当直責任者は、広報連絡担当者の事務を行うものとする。

(広報連絡員)

第7条 各所属に広報連絡担当者を補佐するため広報連絡員を置く。

2 広報連絡員は、当該所属長が指定する者をもって充てる。

(広報連絡会議)

第8条 広報広聴課長は、広報に関する連絡調整のため必要があると認めるときは、広報連絡担当者を招集して広報連絡会議を開くことができる。

附 則

1 この訓令は、平成13年3月8日から施行する。

2 秋田県警察広報活動実施規程（昭和31年秋田県警察本部訓令第1号）は廃止する。